

(仮称) 向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の基本的な考え方

第1 条例制定の趣旨

平成25年5月に、国民の利便性の向上や行政運営の効率化を図るための「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）」が制定されました。番号法第9条及び第19条では、地方公共団体内での情報連携や他の執行機関への特定個人情報の提供について条例で必要な事項を定めることとされています。

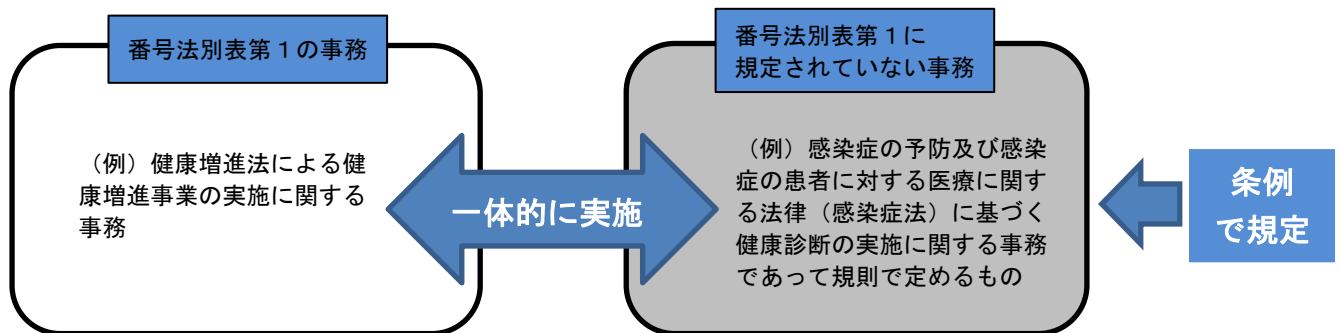
本市においても、番号法の趣旨を踏まえて適切に運用し、市民の皆様の利便性向上や事務の効率化を図るため、「(仮称) 向日市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の制定を予定しています。

第2 条例で規定する事項

1 個人番号（マイナンバー）の利用（番号法第9条第2項関係）

(1) 番号法別表第1に規定のない事務におけるマイナンバー利用

番号法別表第1に規定されている事務（法定事務）と規定されていない事務とを一体的に実施できるよう、マイナンバーを利用できる事務を条例で定めます。

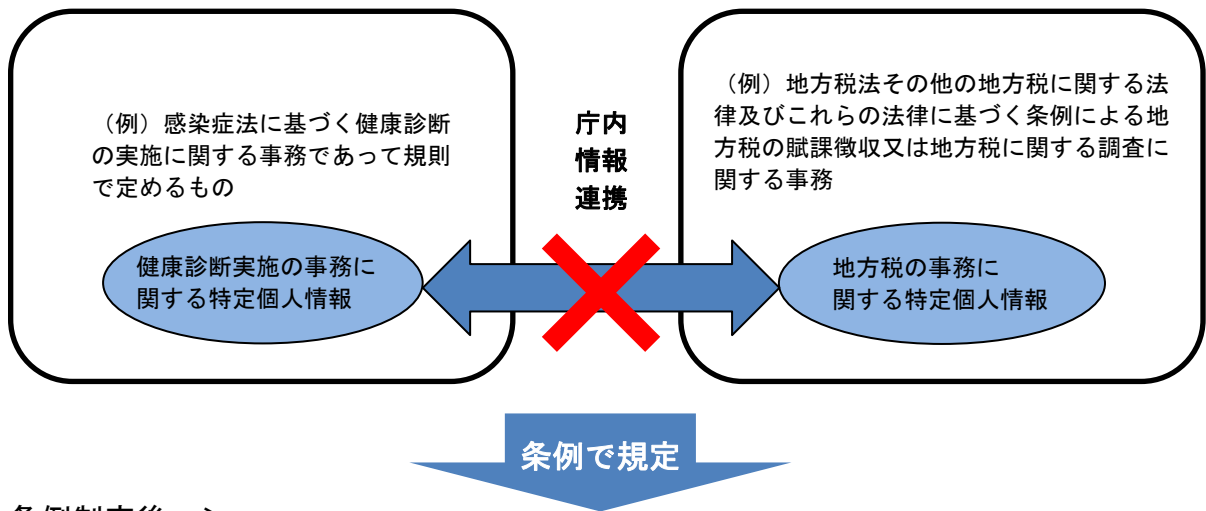


(2) マイナンバー利用事務間の庁内情報連携

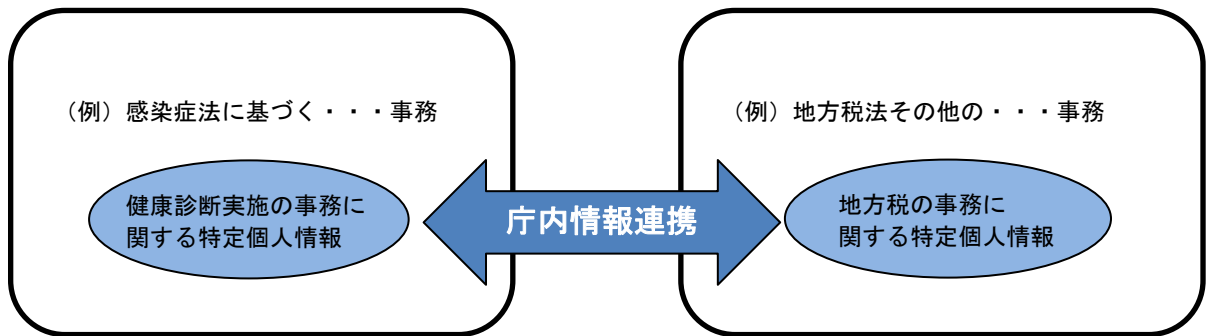
特定個人情報は、番号法で規定された特定の事務においてのみ利用することが認められており、複数の事務をまたがって利用する場合には条例で定めることが必要です。

例えば、市長部局で、感染症法に基づく健康診断の実施に関する事務を行うために市民税に関する情報が必要な場合に、マイナンバーを用いて特定個人情報を利用（庁内情報連携）できるよう、条例で定めます。

< 現在 >

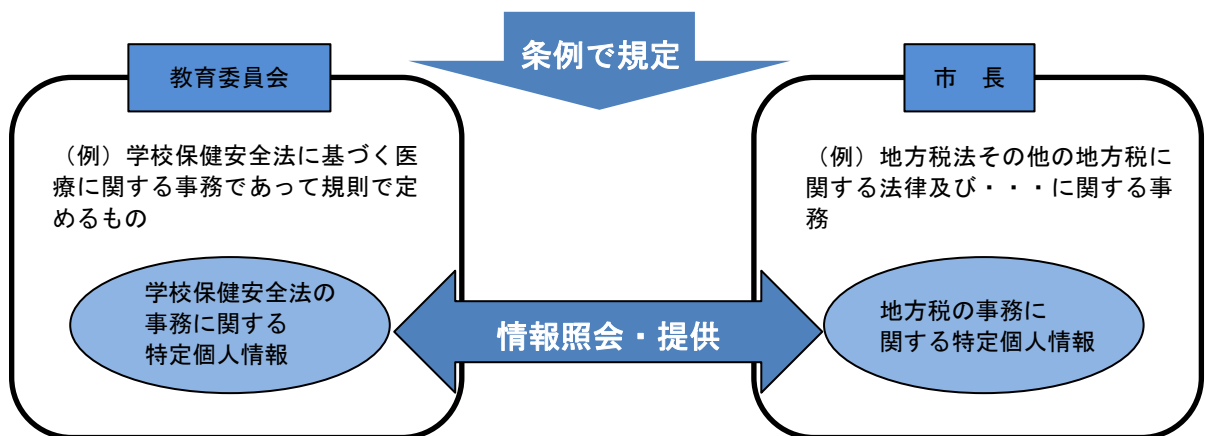


< 条例制定後 >



2 特定個人情報の提供（番号法第19条第9号関係）

本市の執行機関（市長部局や教育委員会）の間で、特定個人情報の照会・提供を行うことができる事務を条例に定めます。



第3 施行期日

平成28年1月1日

<参考> 番号法条文（抜粋）

（利用範囲）

第九条

1 （略）

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 （略）

（特定個人情報の提供の制限）

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～八 （略）

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十～十四 （略）

番号法別表第1（一部抜粋）

十六 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの
七十六 市町村長	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの